

運営法人 代表者様
指定居宅介護支援事業所 管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長様
介護保険施設 施設長様
地域包括支援センター代表者様
指定市町村事務受託法人代表者

健康福祉局介護保険課長

認定調査員向けeラーニングシステムの登録及び受講について（通知）

平素より、介護保険制度の実施にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省実施の要介護認定適正化事業において、全国テスト及び教材・問題集による学習を実施することにより、認定調査員の調査能力の向上等を目的としたeラーニングシステムが開発されました。

つきましては、貴事業所に所属する介護支援専門員の登録について、ご配慮くださいますようお願いいたします。

1 認定調査員向けeラーニングシステムの特徴

認定調査員向けeラーニングシステムは、インターネット上で提供される認定調査員のための学習支援システムです。

本システムで提供される「認定調査員向け講座」では、ご自身の理解度を把握する「全国テスト」と動画を用いた「学習教材」、基本的な考え方や各調査項目の定義について学習する「問題集」が収録されています。調査員一人ひとりが自分の理解度に合わせて学習を進めることで、認定調査に関する知識を深めることができます。

なお、この学習結果等は、自治体内での弱点や理解度の傾向をつかみ、認定調査の適正化・平準化に向けて研修等で活用することはありますが、個人や事業所単位で結果の分析等を行うことはありません。

2 対象者

次の2つの要件をすべて満たす方で受講を希望する方

- (1) 本市から認定調査の委託を受けている市内事業所（指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター、指定市町村事務受託法人）に所属する介護支援専門員
- (2) 現在、調査員として認定調査に従事している方

3 申込方法

電子申請届出サービスより、認定調査員向け e ラーニングシステム受講申込の手続きを行って下さい。

https://shinsei.asp-e-kanagawa.lg.jp/eka-jportal/Entrance.do?command=PKG_DETAIL&lcd=141003&pkgId=057350

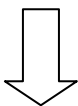
(上記URLで、うまく入れないときは、横浜市トップページ ライフメニューの「高齢者」 高齢者福祉の案内 事業者の方への「研修関連」 「1.要介護認定調査関連情報」のページの「eラーニング受講申込はこちら」をクリックして下さい。)

4 eラーニング利用までの流れ

電子申請にて受講申込を行う

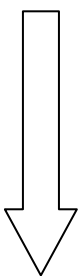


処理完了通知メッセージが登録アドレス宛に届く



2～3日中(土日を除く)にメールが届かない場合は、アドレスが間違っているか、パソコンからのメールの受信拒否設定になっている場合がありますので、ご確認の上、介護保険課までご連絡下さい。

健康福祉局介護保険課から利用開始のウェルカムメールが届く



介護保険課にて登録手続き完了後、配信します。

ウェルカムメールには、eラーニングシステムのURL、ログインID、パスワードが記載されていますので、大切に保管して下さい。

【ウェルカムメールの配信時期】

1～15日までに処理完了通知を受信・・・当月20日までに配信

16～31日までに処理完了通知を受信・・・翌月5日までに配信

ID、パスワードを入力して、eラーニングシステムにログイン



初回は「利用規約への同意」、「基本情報の入力」が必要です。

eラーニングの利用開始

「認定調査員向け講座」を選択します。「全国テスト」終了後、教材・問題集による学習を進めることができます。